

「無事故チャレンジ運動」表彰要領

公益社団法人 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要領は、「無事故チャレンジ運動」に参加し、「無事故チャレンジ運動実施要綱（以下「要綱」という。）」の目的及び期間中の事故目標件数を達成した事業所を顕彰するため、要綱第9条に定める表彰の取扱いについて定めるものとする。

(表彰種別)

第2条 この運動の表彰は、「協会会長表彰」並びに「三者連名表彰」（「熊本県警察本部交通部長、九州運輸局熊本運輸支局長及び公益社団法人熊本県トラック協会会長の連名表彰をいう。」以下同じ）とする。

(表彰基準)

第3条 表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 協会会長表彰

参加事業所が、要綱第6条の「期間中の事故目標件数」を達成した場合に行う。

ただし、当該事業所が自動車事故報告規則に定める事由により行われた行政処分の累積点数を有する場合は、協会会長表彰の対象事業所としない。

(2) 三者連名表彰

参加事業所が、次の表彰基準表（以下「基準表」という。）に該当した場合に行うものとする。

【表彰基準表】

車両台数	協会会長表彰の受賞回数
10両未満	5回
10両～30両未満	4回
30両～50両未満	3回
50両以上	2回

(被けん引車を除く)

ア 「基準表」中の「協会会長表彰の受賞回数」は、受賞回数の通算によるものとする。

イ 三者連名表彰は、協会会長表彰の受賞回数を達成した年度に行うものとする。

- る。この場合は、協会長表彰は行わないものとする。
- ウ 三者連名表彰を受賞した以後の協会長表彰の受賞回数は、新たに開始されるものとする。
- エ 車両台数は、運動期間終了日の車両台数により区分するものとする。
なお、運動期間終了日以降の車両増減により、三者連名表彰基準に該当しても表彰は行わないものとする。
- オ 協会会長表彰の受賞回数が、基準表の受賞回数を満たした場合であっても、国土交通省による行政処分の累積点数を有する事業所となった場合は、累積点数を有する期間中は、「三者連名表彰」を行わないものとする。

(委員会)

第4条 被表彰者を審査するため、審査委員会（以下「委員会」と称する。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員を以て構成する。

3 委員は、次に掲げる職にある者を以て当てる。

(1) 公益社団法人熊本県トラック協会

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 専門委員会委員長

(2) 九州運輸局熊本運輸支局

- ① 支局長
- ② 首席運輸企画専門官

(3) 熊本県警察本部

- ① 交通部長
- ② 交通部交通事故防止担当補佐

4 委員長には、公益社団法人熊本県トラック協会会長を、副委員長には、公益社団法人熊本県トラック協会副会長を以て当てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会の議長は委員長がこれに当たる。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、欠席の場合は、委任状の提出又は代理出席（但し、欠席する委員が指名した者に限る。）を認め出席したものとみなす。

(決定)

第5条 第2条に定める協会長表彰の決定は、公益社団法人熊本県トラック協会会長が決定する。

また、「三者連名表彰」の決定については、委員会の審査を経て委員長が決定するものとする。

(表彰状の授与及び制限)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰状の授与は、「公益社団法人 熊本県トラック協会通常総会」において行う。

3 表彰の制限は、次のとおりとする。

(1) 表彰を受けるべき事業所が、前項までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合。

① 自動車事故報告規則に定める事故が発生したとき。

② 公益社団法人熊本県トラック協会の定款第9条(除名)第1項各号に定める事項又はこれに類する違反行為等があったとき。

③ 勤務内外を問わず飲酒運転による事故・違反を行うなど、表彰することが不相当と認められる行為があったとき。

(2) 三者連名表彰を受ける事業所が、表彰状の授与までの間に国土交通省による行政処分の累積点数を有することとなった場合。

(3) その他、会長が不相当と認める場合。

(その他)

第7条 この表彰要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成28年9月29日より適用する。

平成29年9月22日改定